

平成 2 6 年度

第 2 6 回大分県教育委員会 会議録

日 時 平成 2 7 年 3 月 1 8 日 (水)

開会 1 6 時 1 5 分 閉会 1 6 時 3 2 分

場 所 教育委員室

平成 2 6 年度  
第 2 6 回大分県教育委員会

**【議 事】**

- ( 1 ) 協 議  
    求償権に係る住民訴訟判決への対応について
  
- ( 2 ) その他

## 【内 容】

### 1 出席者

委 員	委員長	松	田	順	子
	委員長職務代理者	首	藤	照	美
	委員	林		浩	昭
	委員	岩	崎	哲	朗
	委員	高	橋	幹	雄
	教育長	野	中	信	孝

欠席委員なし

事務局	理事兼教育次長	河	野	盛	次
	教育次長	落	合		弘
	教育次長	大	城	久	武
	教育改革・企画課長	佐	野	壽	則
	教育人事課長	藤	本	哲	弘
	教育財務課長	岡	田		雄
	福利課長	大	石	尚	志
	義務教育課長	後	藤	榮	一
	生徒指導推進室長	江	藤		義
	特別支援教育課長	後	藤	みゆき	
	高校教育課長	高	畑	一	郎
	社会教育課長	曾根	崎		靖
	人権・同和教育課長	甲	斐	順	治
	文化課長	山	口	博	文
	体育保健課長	蓑	田	智	通
	教育改革・企画課主幹	勝	尾	裕	美
	教育改革・企画課主査	石	丸	一	輝

### 2 傍聴人

18 名

## 開会・点呼

(松田委員長)

それでは、委員の出席確認をいたします。  
本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成26年度 第26回教育委員会会議を開きます。

## 署名委員指名

(松田委員長)

本日の会議録の署名委員でございますが、岩崎委員にお願いしたいと思っております。

## 会期の決定

(松田委員長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりであります。  
会議の終了は16時45分を予定しております。  
よろしく申し上げます。

## 議 事

### 【協 議】

求償権に係る住民訴訟判決への対応について

(松田委員長)

それでは、協議の 「求償権に係る住民訴訟判決への対応について」  
協議を行います。

(野中教育長、藤本教育人事課長)

## 説明概要

- ・ 求償権に係る住民訴訟判決への対応（訴訟遂行の方針、考え方）について
- ・ 求償権に係る住民訴訟判決の概要について
- ・ 求償権の行使に係る財務会計行為について

（松田委員長）

何かご質問・ご意見等はありませんか。

（高橋委員）

住民訴訟において、1年間の監査請求期間があるという説明がありましたが、その点について、もう一度説明をお願いします。

（野中教育長）

財務会計行為があり、それをいつまでも不安定な状態にしてはいけないという趣旨から、1年間の監査請求期間があります。今回の判決では、怠る事実についての監査請求ですので、直接的には適用がないと言われてはいますが、今回の求償権の行使に関しては、寄付受納という意思決定の経緯があり、また、退職金相当額についても控除すべきという意思決定がありました。こういう点を財務会計行為として評価すべきと考えていましたが、裁判所の判断は、そこが違っていたということです。

（林委員）

私は当時からの教育委員ですが、求償権の行使の範囲については、専門家委員会の検討結果などを踏まえ、また、教育委員会においても慎重に協議して決定しました。先ほど、説明がありましたが、損害の公平な分担の観点等について、総合的に考慮した結果が認められなかったことは、甚だ遺憾に思いますので、事務局から出された上級審の判断を仰ぎたいという提案に私は賛成したいと思います。

（岩崎委員）

私は求償権の行使を決定する際には、すでに県教育委員会の委員でした。また、法律職に就いている委員でもありますので、意見を述べたいと思います。

当時、県教育委員会では、幹部職員が行った不正行為に基づき損害賠償をしたことから、この件による損害は可能な限り県に負担させることがないようにしたいという基本的な考え方が共通の認識としてありました。この問題によって県に発生した損害をできる限り補填するというこ

とで、当時の教育長をはじめ多くの教育委員会の関係者が一生懸命に寄付をお願いし、多額の寄付が集まりました。私たち教育委員も、県にご迷惑をおかけしないようにと考え、寄付をしました。

その上で、どういう求償をするかについて決めるにあたり、裁判官経験者や弁護士に専門家委員会に入っただき、慎重に検討していただきました。専門家委員会からは、平成19年度、20年度という2年間にわたって不正行為がなされて大きな被害が発生したことについて県教育委員会の監督責任を考えたときに、それによる損害の公平な分担を考慮すべきであるという意見が述べられました。

このような経緯や専門家委員の意見を踏まえますと、元教育審議監の退職金相当額を公平な分担という観点から控除するという当時の県教育委員会としての判断は間違いではなかったと思いますので、この点について高裁で再度判断を受けるのがよいと考えます。また、高橋委員が言われた部分についても、上級審の判断を受けることに私は賛成したいと思います。

(松田委員長)

求償については、教育委員会として慎重に議論したものですし、改めて上級審の判断を仰ぐことも必要かと私も思います。

それでは、本案件について、採決をいたします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(松田委員長)

全委員の賛成をいただきました。

本案件については、教育委員会として控訴する方向に決定しました。今後、控訴に向けて、必要な手続きを進めていただきたいと思います。

(松田委員長)

最後にその他、何かありましたら、お願いします。

ないようですので、これで平成26年度第26回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

# 平成26年度第26回大分県教育委員会会議次第

日時 平成27年3月18日(水)

16:15~16:45

場所 教育委員室

1 開 会

2 署名委員の指名

3 議 題

(1) 協 議

求償権に係る住民訴訟判決への対応について

(2) その他

4 閉 会

## 求償権に係る住民訴訟判決への対応について

平成27年3月18日

### 1 当事者

- (1)控訴人 大分県知事  
 (2)被控訴人(一審原告) 特定非営利活動法人 おおいた市民オンブズマン  
 教員採用不正の真相を追究する秦聖一郎さん支援の会  
 (3)被控訴人(一審原告共同訴訟参加人) 永井 敬三、永井 佳子

### 2 事件名

求償権行使懈怠違法確認等請求控訴事件

### 3 事件の概要

(1)大分県(教育委員会)は、平成19年度大分県公立学校教員採用選考試験及び平成20年度同試験において、教育委員会職員による点数の書き換えの結果、本来合格していたにもかかわらず不合格とされた者のうち53名と和解し、これらの者に対して、損害賠償金9,045万円を支払った。

これに伴う求償権の問題に対応するため、教育委員会では、法律の専門家3名の委員で構成する「求償権に係る専門家委員会」を設置し、同委員会の検討結果を踏まえ、求償権を行使した。

本件住民訴訟は、被控訴人らが、控訴人が求償権の行使を違法に怠っていると主張して、地方自治法242条の2第1項3号に基づき、大分県が有する求償権の行使を怠る事実が違法であることの確認を求めるとともに、同項4号に基づき、不正に関与したとされる者に対して、各自8,597万0512円及びこれに対する遅延利息の支払の請求をすることを求めた訴訟である。

(2)平成27年3月16日大分地方裁判所において、判決があった。

判決の結果は別紙のとおり

### 4 訴訟遂行の方針

- (1)福岡高等裁判所に控訴する。  
 (2)必要がある場合は上告し、和解する。

### 5 考え方

- 原告らの訴えのうち、約8,100万円の部分については、1年間の監査請求期間を超えてなされたものである。適法な住民監査請求を経たものとは認められず、却下されるべきである。
- 求償権を行使するに当たり、信義則上相当な範囲の求償権はどこまで認められるべきかについて、専門家委員会の見解及び判例の考え方を踏まえ、損害の公平な分担、その他諸般の事情を総合考慮して、慎重に求償権の範囲・金額を決定した。

求償権行使に制限を加えることが相当と認められるべき事案であり、上級審の判断を仰ぐ必要がある。

以上



【 教育委員会 報告 】

住民訴訟〔求償権行使懈怠違法確認等請求事件〕に係る判決について(報告)

平 2 7 . 3 . 1 8

教 育 人 事 課

1 裁判の概要

(1)提訴年月日等 平成 2 5 年 4 月 1 7 日 大分地方裁判所

(2)当 事 者 原 告 : 特定非営利活動法人 おおいた市民オンブズマン  
教員採用不正の真相を追究する 秦聖一郎さん支援の会

原告共同訴訟参加人 : 永井敬三、永井佳子

被 告 : 大 分 県 知 事

(3)原告の請求の趣旨

大分県が支払った賠償金9,045万円のうち8,597万512円について、次の行為( )を怠ることが違法であることを確認する。

条例により調査のための機関を設置し、対象者を特定した上で求償権を行使すること。

、 、 、 、 [ ] に対し、それぞれ8,597万512円の支払を請求せよ。

[ ] 内の2人は、平25.11.1 に訴えの追加がなされたもの

2 大分地裁(第一審)判決の結果

(1)判 決 日 平成 2 7 年 3 月 1 6 日 ( 月 )

(2)判決の内容

主 文

原告ら及び原告共同訴訟参加人らの本件訴えのうち、[上記請求の趣旨]の怠る事実が違法であることの確認を求める訴えを却下する。

原告らの本件訴えのうち、次の訴えをいずれも却下する。

・ 及び に対して求償権を行使することを怠る事実が違法であることの確認を求める訴え

・被告に、 及び に対し、支払を請求することを求める訴え

被告は、 に対し、金24万1,352円及びこれに対する平成25年4月17日から支払済みまで年5分の割合による金員[ ]の支払を請求せよ。

被告は、 に対し、金5万5,313円及び[ ]の支払を請求せよ。

被告は、 に対し、金5万5,313円及び[ ]の支払を請求せよ。

被告は、 に対し、金2,645万0297円及び[ ]の支払を請求せよ。

原告ら及び原告共同訴訟参加人らのその余の請求をいずれも棄却する。

以 上

## 「求償権の行使」に係る財務会計行為について

## 1 賠償金の支払い

年月日	項目	金額	備考
平22.12.27	・賠償金支払い(50人)	87,050,000円	
平23.3.9	・賠償金支払い(3人)	3,400,000円	
	合計	90,450,000円	H19 7,095万円 H20 1,950万円

## 2 収入等の財務会計行為 ( 寄附金、弁済金、返納された退職手当相当額の控除 )

年月日	項目	金額	備考
平23.2.14	・教育関係者からの寄附金	48,010,955円	
平23.3.16	・教育関係者からの寄附金	413,661円	80,970,512円
平23.8.10	・返納された退職手当相当額を控除することの決定	32,545,896円	
平23.11.29	・求償対象者からの弁済	444,687円	
平23.11.30	・求償対象者からの弁済	208,648円	
平23.12.21	・求償対象者からの弁済	1,872,520円	
【 住民監査請求提起前1年 平24.1.18 】			
平24.2.2	・教育委員等からの寄附金	5,000,000円	
平24.2.7	・求償対象者からの弁済	1,953,633円	
	合計	90,450,000円	

求償対象者からの弁済額 ( ~ の合計) 4,479,488円

原告主張の求償権懈怠総額

90,450,000円 - 4,479,488円 = 85,970,512円

## 3 原告による本件住民監査請求の提起

・平成25年1月18日に提起

・住民監査請求の期間制限 「当該財務会計行為のあった日又は終わった日から1年」  
(地方自治法242条2項)